

事業主の皆さまへ

資格取得時の本人確認事務変更のお願い

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めております。

基礎年金番号と住民票コードの「結び付け」を一層促進するため、平成28年9月から厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行うこととしました。なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主さまあてに住民票上の住所等の照会をさせていただきます。

お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※1 短期在留している外国人の本人確認は、旅券の身分事項のページの写しと、
⑦ 旅券の資格外活動許可証印のページ、⑧ 資格外活動許可書、⑨ 就労資格証明書 のいずれかの写しにより行います

※2 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います

* 本人確認の証明書については、ホームページでご確認ください